

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔法律〕

- 大気汚染防止法の一部を改正する法律（四一）
- 水銀による環境の汚染の防止に関する法律（四二）

### 〔政令〕

- 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（二五一）
- 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一三三）

### 〔告示〕

- 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件
- （政治資金適正化委三五）
- 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（同三六）

- 除籍の一部が滅失した件（法務三三五）
- 除籍が滅失した件（同三三六、三三七）

- 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号第一号トの規定に基づき監視団体を定め、出入国管理及び難民認定法別表第一号第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同三三八）

- 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号第一号トの規定による技能実習を監視する団体及び出入国管理及び難民認定法別表第一号第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（同三三九）

- 国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバン関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務一九九）
- 国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるコートジボワールにおける和平等に対する脅威を構成する者等を指定する件の一部を改正する件（同二〇〇）

- 国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるスーダンにおけるダルフル和平阻害関与者等を指定する件の一部を改正する件（同二〇一）

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件（厚生労働二九五）
- 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件（国土交通七四七、七四八）
- 漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定める件（防衛一一六）
- 道路に関する件（近畿地方整備局一〇九）

### 〔国会事項〕

### 〔人事異動〕

### 内閣 経済産業省

### 〔官庁報告〕

### 官庁事項

### 近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）

### 〔公 告〕

### 諸事項

### 官庁

財団、前払式支払手段発行者の発行保証金に係る債権の申出、迫川上流土地改良区の土地改良事業計画変更の認可、公示送達関係

裁判所  
相続、失踪、破産、再生関係  
特殊法人等  
企業年金基金変更関係  
会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

# 本号で公布された 法令のあらまし

## ◇大気汚染防止法の一部を改正する法律（法律第 四一四号）（環境省）

### 1 目的の改正

目的の規定に水銀に関する水俣条約（以下「条約」という。）の的確かつ円滑な実施を確保するための水銀等の排出の規制を追加することとした。（第一条関係）

### 2 定義の改正

（一）この法律において「水銀等」とは、水銀及びその化合物をいうこととした。（第二条第一、二項関係）

（二）この法律において「水銀排出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で水銀等を大気中に排出するものうち、条約の規定に基づきその規制を行うことが必要なものとして政令で定めるものをいうこととした。（第二条第一、三項関係）

### 3 水銀等の排出の規制等

（一）水銀等の大気中への排出の抑制に関する施策その他の措置は、条約の的確かつ円滑な実施を図るため、水銀等の排出の規制と事業者が自主的に行う水銀等の排出の抑制のための取組とを適切に組み合わせ、効果的な水銀等の大気中への排出の抑制を図ることを旨として、実施されなければならないこととした。（第一八条の二一関係）

### （二）水銀等の二一関係

水銀等に係る排出基準は、水銀等の大気中への排出の削減に関する技術水準及び経済性を勘案し、その排出が可能な限り削減されるよう、水銀排出施設の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる水銀等の量（以下「水銀濃度」という。）について、施設の種類及び規模ごとの許容限度として、環境省令で定めることとした。（第一八条の二二関係）

### （三）水銀排出施設の設置等について、次の事項を規定することとした。

（1）水銀等を大気中に排出する者は、水銀排出施設を設置しようとするときは、水銀排出施設の種類、構造等を都道府県知事に届

け出なければならないものとする。この他の所要の届出等について規定すること。（第一八条の二三、第一八条の二五関係）

（2）都道府県知事は、水銀排出施設の設置等の届出があった場合において、水銀排出施設に係る水銀濃度が排出基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六〇日以内に限り、その届出をした者に対し、水銀排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは水銀等の処理の方法に関する計画の変更又は水銀排出施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができるとすること。（第一八条の二六関係）

（3）水銀排出施設の設置等の届出をした者は、その届出が受理された日から六〇日を経過した後でなければ、水銀排出施設の設置等をしてはならないものとする。（第一八条の二七関係）

（4）水銀排出施設からの水銀等の排出について、次の事項を規定することとした。

（1）水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者（以下「水銀排出者」という。）は、その水銀排出施設に係る排出基準を遵守しなければならないものとする。（第一八条の二八関係）

（2）都道府県知事は、水銀排出者が排出する水銀等の排出量における水銀濃度が排出基準に適合しない水銀等を継続して大気中に排出すると認めるときは、当該水銀排出者に対し、期限を定めて、当該水銀排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは水銀等の処理の方法の改善又は当該水銀排出施設の使用の一時停止等の措置をとるべきことを命ずることができるものとする。（第一八条の二九第一項関係）

（3）都道府県知事は、（2）の勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。（第一八条の二九第二項関係）

（4）水銀排出者は、当該水銀排出施設に係る水銀濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならないものとする。（第一八条の三〇関係）

（5）工場又は事業場に設置される水銀等を大気中に排出する施設（水銀排出施設を除く。）のうち、水銀等の排出量が相当程度多い施設であつて、その排出を抑制することが適当であるものとして政令で定めるもの（以下「要排出抑制施設」という。）を設置している者は、その要排出抑制施設に係る水銀等の大気中への排出に関し、単独で又は共同して、自ら遵守すべき基準を作成し、水銀濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存すること等の水銀等の大気中への排出を抑制するために必要な措置を講ずるとともに、当該措置の実施の状況及びその評価を公表しなければならないこととした。（第一八条の三二関係）

（6）（5）に規定するもののほか、事業者は、その事業活動に伴う水銀等の大気中への排出の状況を把握し、当該排出を抑制するために必要な措置を講ずるようするとともに、国が実施する水銀等の大気中への排出の抑制に関する施策に協力しなければならないこととした。（第一八条の三三関係）

（7）（5）の他の規定その他所要の規定の整備を行うこととした。

（8）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（9）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（10）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（11）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（12）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（13）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（14）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（15）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（16）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（17）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（18）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（19）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（20）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（21）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（22）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（23）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（24）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（25）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（26）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（27）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（28）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（29）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（30）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（31）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（32）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（33）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（34）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（35）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（36）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（37）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（38）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（39）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（40）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（41）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（42）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（43）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（44）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（45）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（46）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（47）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（48）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（49）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（50）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（51）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（52）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（53）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（54）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（55）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（56）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（57）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（58）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（59）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（60）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（61）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

（62）この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

法 律

12 水銀含有再生資源の管理に関する措置  
主務大臣は、水銀含有再生資源の管理の指針を定めることとする。...

13 雑則及び罰則

(一) 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、事業者等に報告させ、及びその職員に立入検査をさせることができることとした。...

14

(一) 所要の経過措置及び飲業法の規定の整備について規定することとした。  
(二) この法律の施行後五年を経過した場合の検討について規定することとした。  
(三) この法律は、一部の規定を除き、水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日から施行することとした。

◇毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(政令第二五一号)(厚生労働省)

1 次に掲げる物を毒物から除外することとした。(第一条関係)  
硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質並びにこれを含有する製剤。  
2 次に掲げる物を劇物に指定することとした。(第二条第一項関係)  
(一) N-ニニアミノエチル、N-ニニアミノエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、N-ニニアミノエチル、N-ニニアミノエタノール、ニニアミノエチル以下を含有するものを除く。

(一) ニエチル、三・セーシメチル、六・シ、四・トリフルオロメチル、フェノキシ、四・キノリル、メチル、カルボナート及びこれを含有する製剤。  
(二) シアナミド及びこれを含有する製剤。ただし、シアナミド、ニオパーセント以下を含有するものを除く。

3

次に掲げる物を劇物から除外することとした。(第二条第一項関係)  
(一) 硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質  
(二) 四・四・アソピス(四・シアノ吉草酸)及びこれを含有する製剤  
(三) (E) 一(四RS) 一四(ニークロロフエニル) 一・三・ジチオラン、ニイリデ、ニ(ハイイミダゾール、ニイリル) アセトニトリル及びこれを含有する製剤  
(四) 一(ニ・六・ジクロロ、a・a・a・ト、リフルオロ、ニトリル) 一四(ジフルオロメチル、チオ、ニイリル) 一四(ジフルオロアミノ、ヒラゾール、ニカルボニトリル) 別名ヒラプロール、ニ・五パーセント以下を含有する製剤  
(五) (E) 一(四R) 一四(ニ・四・ジクロロフエニル) 一・三・ジチオラン、ニイリデ、ニ(ハイイミダゾール、ニイリル) アセトニトリル及びこれを含有する製剤  
この政令は、1及び3の規定を除き、平成二十七年七月一日から施行することとした。

大気汚染防止法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年六月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第四十一号

大気汚染防止法の一部を改正する法律

大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第二章の四 有害大気汚染物質対策の推進(第十八条の二十一―第十八条の二十五)」を「第二章の五 有害大気汚染物質対策の推進(第十八条の三十六―第十八条の四十七)」に改める。  
第二章の五 有害大気汚染物質対策の推進(第十八条の三十六―第十八条の四十七)に改める。  
第一条中「規制」の下に、「水銀に関する水俣条約(以下「条約」という。)の確かつ円滑な実施を確保するため工場及び事業場における事業活動に伴う水銀等の排出を規制し」を加える。  
第二条第七項を削り、同条第八項中「たい積」を「堆積」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を第八項とし、第十項から第十二項までを一項ずつ繰り上げ、第十四項を第十六項とし、同条第十三項中「及び特定粉じん」を「特定粉じん及び水銀等」に改め、同項を同条第十五項とし、同項の前に次の三項を加える。

12 この法律において「水銀等」とは、水銀及びその化合物をいう。  
13 この法律において「水銀排出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で水銀等を大気中に排出するものうち、条約の規定に基づきその規制を行うことが必要なものとして政令で定めるものをいう。  
14 この法律において「排出口」とは、ばい煙発生施設において発生するばい煙、揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物又は水銀排出施設に係る水銀等を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。  
第十三条第二項ただし書中「前項」を「同項」に改める。  
第十八条の八中「同条第三項」を「同項」に改める。  
第二章の四中第十八条の二十五を第十八条の四十とする。  
第十八条の二十四第二項中「第十八条の二十二」を「第十八条の三十七」に改め、同条を第十八条の三十九とする。  
第十八条の二十三を第十八条の三十八とし、第十八条の二十二を第十八条の三十七とし、第十八条の二十一を第十八条の三十六とする。

第二章の四 水銀等の排出の規制等  
(施策等の実施の指針)  
第十八条の二十一 水銀等の大気中への排出の抑制に関する施策その他の措置は、条約の的確かつ円滑な実施を図るため、この章に規定する水銀等の排出の規制と事業者が自主的に行う水銀等の排出の抑制のための取組とを適切に組み合わせ、効果的な水銀等の大気中への排出の抑制を図ることを旨として、実施されなければならない。  
(排出基準)  
第十八条の二十二 水銀等に係る排出基準は、水銀等の大気中への排出の削減に関する技術水準及び経済性を勘案し、その排出が可能な限り削減されるよう、水銀排出施設の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる水銀等の量(以下「水銀濃度」という。)について、施設の種類及び規模ごとの許容限度として、環境省令で定める。

政 令

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御 璽

平成二十七年六月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百五十一号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第二十三条の八並びに別表第一第二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第十八号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。  
ロ 硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質並びにこれを含有する製剤  
第二条第一項中第四号の六を第四号の七とし、第四号の五を第四号の六とし、第四号の四を第四号の五とし、第四号の三の次に次の一号を加える。

四の四 N—（ニアミノエチル）—ニアミノエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、N—（ニアミノエチル）—ニアミノエタノール一〇％以下を含有するものを除く。

第二条第一項中第十三号の四を第十三号の五とし、第十三号の三の次に次の一号を加える。

十三の四 ニ—エチル—三—セ—ジメチル—六—「四—（トリフルオロメトキシ）フエノキシ」—

四—キノリル—メチル—カルボナート及びこれを含有する製剤  
第二条第一項第二十二号中「カドミウム化合物一」の下に「。ただし、硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質を除く。」を加え、同項中第三十一号の二を第三十一号の三とし、第三十一号の次に次の一号を加える。

三十一の二 シアナミド及びこれを含有する製剤。ただし、シアナミド一〇％以下を含有するものを除く。  
第二条第一項第三十二号中(172)を(176)とし、(176)から(171)までを(175)までとし、(175)を(172)とし、その次に次のように加える。

(172) 一—（二—六—ジクロロ—α—α—トリフルオロ—ポートリル）—四—（シフルオロメチルチオ）—五—（二—ピリジルメチル）—アミノ—ピラソール—三—カルボニトリル（別名ピリプロール）二・五％以下を含有する製剤

(173) (E)—（四R）—四—（二—四—ジクロロフエニル）—一—三—ジチオラン—二—イリデン—（二—H—イミダゾール—イール）—アセトニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(176)を(177)とし、(177)から(172)までとし、(172)を(177)とし、その次に次のように加える。

(177) (E)—（四RS）—四—（二—クロロフエニル）—一—三—ジチオラン—二—イリデン—（二—H—イミダゾール—イール）—アセトニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(177)を(178)とし、(178)から(172)までとし、(172)を(178)までとし、(178)の次に次のように加える。

(178) 四—四—アソピス（四—シアノ吉草酸）及びこれを含有する製剤

（施行期日）  
この政令は、平成二十七年七月一日から施行する。ただし、第一条第十八号並びに第二条第一項第二十二号及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。  
（経過措置）  
2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第四号の四、第十三号の四及び第三十一号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十七年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三十一条、第七号及び第九号の規定は、適用しない。  
3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十七年九月三十日までは、法第二十一条第一項（法第二十二号第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

省 令

厚生労働省令第百十三号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十七年六月十九日  
厚生労働大臣 塩崎 恭久

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令  
毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。  
別表第一 劇物の項第七号の四を第七号の五とし、第七号の三の次に次の一号を加える。  
七の四 ニ—エチル—三—セ—ジメチル—六—「四—（トリフルオロメトキシ）フエノキシ」—キノリル—メチル—カルボナート及びこれを含有する製剤  
別表第一 劇物の項第十一号の八を次のように改める。  
十一の八 シアナミド及びこれを含有する製剤。ただし、シアナミド一〇％以下を含有するものを除く。

附 則  
この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。

告 示

○政治資金適正化委員会告示第三十五号  
政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第十四条の七第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証書を亡失した旨の書面の提出があつたので、次のとおり公告する。  
平成二十七年六月十九日  
政治資金適正化委員会委員長 伊藤 鉄男

登録番号 氏 名 登録政治資金監 査人証書の番号  
四八三三 小寺 隆弘 五七二三 二七、四、一  
亡失年月日

○政治資金適正化委員会告示第三十六号  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者をおり公告する。  
平成二十七年六月十九日  
政治資金適正化委員会委員長 伊藤 鉄男

登録番号 氏 名 抹消年月日 抹消事由  
一六〇六 尾崎 亨 二七、一、二二 政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号